

平成27年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年9月3日 (木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月3日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松 本 正 美	2番	板 倉 浩 幸
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	戸 谷 裕 治	6番	伊 藤 俊 一
	7番	飯 田 雅 広	8番	黒 川 勝 好
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	奥 田 信 宏	12番	吉 田 正 昭
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦	ふるさとと 振興課長	寺西 隆雄
		政策推進課長	黒川 静一		
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼 安心安全 課長	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司		
	民生部	部長	鈴木 利彦	次長兼 健康推進 課長	大橋 幸一
		次長兼 高齢介護 課長	橋本 浩之	保険医療 課長	伊藤 光彦
		子育て 推進課長	寺西 孝	住民課長	鈴木 敬
	産建設業部	部長	志治 正弘	次長兼 土木農政 課長	伊藤 保彦
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	佐藤 正樹		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 満	下水道 課長	加藤 満政
	消防本部	消防長	奥村 光司		
	教育委員会 教育事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	岡村 智彦
		生涯学習 課長	伊藤 保光		
委員及び 委員長	監査委員	平野 正雄			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	金山 昭司	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)			
	5 番	戸 谷 裕 治	6 番	伊 藤 俊 一

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第5 請願第1号 上・下水道使用料の値下げを求める請願書
- 日程第6 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
- 日程第7 議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議案第44号 表彰について
- 日程第10 議案第45号 蟹江町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第11 議案第46号 蟹江町手数料条例の一部改正について
- 日程第12 議案第47号 蟹江町希望の丘広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第48号 字の区域の設定について
- 日程第14 議案第49号 平成27年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第50号 平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第51号 平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第52号 平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第54号 平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 認定第1号 平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第2号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第3号 平成26年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第4号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第5号 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第6号 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第7号 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第27 認定第8号 平成26年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
追加日程第28 同意第2号 蟹江町教育委員会委員の任命について
追加日程第29 議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第30 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成27年第3回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆さんのお手元に議会運営委員会報告書、議事日程が配付されております。

なお、議案第44号「表彰について」は差しかえの申し出がありましたので、これを承認いたしましたので報告します。

議案の差しかえについては、お手元に配付のとおりでございますので、お願いします。

ここで、江上総務部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○総務部長 江上文啓君

皆さん、おはようございます。

今、議長が申されました議案第44号の「表彰について」の資料の差しかえをさせていただきました。その内容について、簡単に説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

お手元の資料の裏面をごらんください。

裏面の番号10番、内田工業株式会社とあるかと思ひます。こちらの実は住所、名古屋市中川区好本町3丁目67番地とありますが、この好本町の町が抜けておりましたので、ここを追加させていただきました。

それと、もう1点は、内田工業株式会社代表取締役内田裕郎という文字が抜けておりましたが、この2点を修正をさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

ご無礼いたしました。失礼します。

○議長 高阪康彦君

これで江上総務部長の発言を終わります。

次に、行政報告の申し出がありましたので、許可いたします。

○政策推進室長 服部康彦君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、蟹江町プレミアム付商品券「かに丸くん商品券」の発行状況等について報告をさせていただきますと思います。

国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用しました蟹江町プレミアム付商品券につきましては、先行販売として1世帯に1冊購入できるように、平成27年7月21日の火曜日から28日までの8日間、蟹江町の商工会で販売をさせていただきました。その後、8月1日の土曜日に先行販売で残った分につきまして販売をさせていただきました。当日は大変暑い中、早朝より長蛇の列となりましたので、入場時間を若干早めて蟹江中央公民館の開館時間に合わせて、熱中症を避けるために入場をしていただく対策をとらせていただきました。

た。その後、引き続き商工会において、売れ残った分につきまして販売をさせていただき、8月4日に1万6,000冊全て完売をいたしました。

なお、現在、蟹江町プレミアム付商品券のご使用の状況でございますが、8月末時点で発行枚数、これは1冊24枚つづりでございますので、38万4,000枚のうち、約38%に当たる14万5,145枚が使用されております。

今後とも住民の皆様には、引き続き蟹江町プレミアム付商品券を有効にご利用いただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

これで、行政報告を終わります。

○議会運営委員長 黒川勝好君

議運の委員長の黒川でございますが、今の報告は私の議運の報告の後じゃないんですか、順番でいくと。先にやることになっておったんですか。議運の中では報告してからいくんじゃないんですか。

○議長 高阪康彦君

これでいいと思います、これでいいです。

○議会運営委員長 黒川勝好君

これでいいですか。

○議長 高阪康彦君

これでいいです。

○議会運営委員長 黒川勝好君

それじゃ、私の報告、これは削っていかなあかんね。

○議長 高阪康彦君

事務局長がちょっと答えますので。

○議会事務局長 金山昭司君

申しわけございません。今までの例を見ますと、行政報告ということで、冒頭のほうで報告をさせていただいておりましたので、今回もこのようにさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議会運営委員長 黒川勝好君

だから、冒頭はわかるんですよ、冒頭はわかるんですけども、先日も議運を開かせていただきましたよね。そのときにきちんと順番というか、報告書を私もいただいていますから、これから報告させてもらうんですが、その中に8番目として報告のことが書いてあるわけです。冒頭はわかるんですよ。だけれども、この間、きのうも事務局と打ち合わせをしたじゃないですか。順番として、ちょっとおかしいんじゃないですか、やり方が。

○議長 高阪康彦君

手違いがあったと思いますけれども、先ほどこれで行政報告が終わりましたので、議運委員長の報告のときには行政報告は割愛していただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

(「それなら議運でやらんでもいい」の声あり)

暫時休憩します。

(午前 9時06分)

○議長 高阪康彦君

休憩を解いて会議を開きます。

(午前 9時09分)

○議長 高阪康彦君

ただいまの件におきましては、次回から議会運営委員会の決定のとおりによらさせていただきますというふうに考えております。今回は少し手違いがありましたので、この席から陳謝をいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には飯田和泉さんを指名します。

ここで、去る8月28日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(8番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

それでは、おはようございます。

去る8月28日金曜日午前9時から開催をいたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

まず、1番目、会期の決定についてでございます。

本定例会の会期は、本日9月3日木曜日から9月25日金曜日までの23日間といたします。

2番目、議事日程についてでございます。

まず、本日初日でございます。議案上程、付託・精読の後、3件の人事案件を審議・採決し、その後に全員協議会、続いて議員総会を開催いたします。

4日金曜日でございますが、3日に終了または開催できなかった場合、引き続き行います。

7日月曜日の午前9時から総務民生常任委員会を行います。付託事件といたしまして、議

案第44号から議案第48号までの5件の審査をお願いをいたします。その後、所管事務調査を行います。午後1時30分からは防災建設常任委員会を行います。付託事件といたしまして、請願第1号の審査をお願いをいたします。その後、所管事務調査を行います。

10日木曜日は一般質問でございます。一般質問が終わりましたら、議会運営委員会、議会広報編集委員会の順で行います。

11日金曜日は、10日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

14日月曜日、決算審査を行います。

15日火曜日は、14日に終了または開催できなかった場合に引き続き行います。

25日金曜日は最終日となっております。委員長報告の後、議案審議、採決となっております。本議会終了後、議員総会を開催いたします。

以上が9月定例会の議事日程でございますので、よろしくをお願いをいたします。

3番目、請願書の取り扱いについてでございます。

「上・下水道使用料の値下げを求める請願書」につきましては、本会議上程後、防災建設常任委員会に付託をいたします。

4番目、人事案件についてでございます。

同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」と議案第42号、議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の3件につきましては、本日追加日程により審議・採決をいたします。

5番目、総務民生常任委員会所管事務調査についてでございます。

7日月曜日の付託事件審査終了後に、①議会報告会についてと②他市町村における地域包括支援事業の現状についての勉強会を行います。

6番目、防災建設常任委員会所管事務調査についてでございます。

7日月曜日の付託事件審査終了後に、①空き家の現状についてと②議会報告会についての勉強会を行います。

7番目、決算審査についてでございます。

審査の方法は、先例により行います。

(1) 一般会計の歳入歳出に対する総括及び歳入の質疑は、1人3回までといたします。

(2) 歳出の質疑につきましては、款ごとに1人3回までといたします。

(3) 特別会計・水道事業会計の質疑につきましては、会計ごとに1人3回までといたします。

8番目、行政報告についてでございます。

本日冒頭に、先ほど行いました。これは省略させていただきます。

9番目、意見書等についてでございます。

6月定例会の継続審議となっております(1)番、認知症への取り組みの充実強化に関

する意見書と、6月定例会以降に提出をされました(2)から(4)の意見書の取り扱いにつきましては、一般質問終了後、議会運営委員会を開催いたしまして協議いたしますので、お目通しを願います。

10番目、その他でございます。

(1) 議会報告会について

本日、全員協議会終了後に議員総会を開催し、議会報告会の役割分担等につきまして協議をいたします。

(2) 蟹江町議会傍聴規則の一部改正についてでございます。

規則中、傍聴席に入ることができない方の中につえを持っている方が含まれておりましたが、今回、視覚障害を持つ方や高齢の方に配慮をいたしまして、つえの部分の削ることになったものでございます。施行日は、公布の日からとなっております。

(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る議員から意見を聴く会の開催についてでございます。

25日金曜日、最終日の午後1時から協議会室におきまして開催をいたします。なお、これに伴う資料は、事前に配付をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

(4) その他

ア 海部南部町村議長会の存続について

イ インターネット映像配信について

この2件につきましては、最終日の本会議終了後に議員総会を開催し協議をいたします。

ウ 蟹江町希望の丘広場フットサル場の内覧についてでございます。

最終日、まち・ひと・しごと創生総合戦略に係る議員から意見を聴く会の終了後に、町マイクロバスにて移動し、整備されたフットサル場の見学を行います。

エ 海部郡町村議会議員研修会及び懇談会についてでございます。

12月22日火曜日、午後4時から湯元館において研修会を行い、午後5時30分から懇談会となっておりますので、よろしく願いをいたします。

最後に、今定例会の一般質問から関係することでございますが、質問席正面にただいまこちらにございますが、発言残時間の表示板が設置されましたので、よろしく願いをいたします。

以上でご報告を終わります。

(8番議員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 高阪康彦君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番戸谷裕治君、6番伊藤俊一君を指名いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は23日間と決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

配付文書のとおり、会議規則第128条のただし書きの規定により、閉会中、議長において決定した議員派遣については、これをもってご報告にかえます。

○議長 高阪康彦君

日程第4 「蟹江町議会議員派遣について」を議題といたします。

配付文書のとおり、平成27年10月29日、名古屋市で開催の第67回愛知県町村議会議長会定期総会に、佐藤副議長を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、配付文書のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第5 請願第1号「上・下水道使用料の値下げを求める請願書」を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、防災建設常任委員会へ付託いたします。

○議長 高阪康彦君

日程第6 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

それでは、私のほうからのご推薦を申し上げたいというふうに思います。

山田かよ子さんにつきましては、先ほど公職歴も申し上げました。大変人柄は温厚の方でございます。周りに対しても非常に気を配られる方でありまして、特に教育、学術に対して

は大変深い関心をお持ちの方であります。

議員各位もご存じだと思いますけれども、前任の委員さん——杉山委員さんであります
が、不慮の事故等々によりまして、残念ながら任期半ばで退任をせざるを得ない状況となり
ました。その後に職務を引き継いでいただき、就任以来、平成26年7月以来でありますけれ
ども、特に学校教育、そして文化交流、生涯学習については、力を入れて理解を示してい
ただいております。

教育委員会としても大変適任者だと私も思っておりますので、どうぞよろしくご審議のほ
どお願いを申し上げたいと思います。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第2号は精読にしたいと思います。これにご異議あり
ませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第7 議案第42号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題と
いたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からも推薦をさせていただきたいと思います。

被推薦者であります安井朝夫さん、議員各位ご存じだと思いますけれども、平成22年4月
から現在に至るまで人権擁護委員としてご活躍をいただいております。ほかに平成6年から
16年間にわたりまして、地区スポーツ推進員、今協力員という名前に変わっておりますが、
で活躍をされておりますし、平成21年からは総合型地域スポーツクラブ「生き生きかにエス
スポーツクラブ」の理事長としてもご活躍をいただいております。町のスポーツ振興にご尽力をいた
だいております。人格、識見も大変高い方です。また、人望も大変厚いことから適任者
であると考えてございますので、どうぞよろしくごお願いを申し上げたいと思います。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第8 議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○町長 横江淳一君

私からもご推薦を申し上げたいと思います。

被推薦者の木全正雄さんであります。先ほどありましたように、平成25年4月から現在まで人権擁護委員としてご活躍をいただいております。また、経歴にもございましたように、平成15年からPTA副会長として、また、平成18年から現在に至るまで民生児童委員でご尽力をいただいております。人格、識見も大変高い方であり、人望も厚い方でございますので適任者と考えてございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第9 議案第44号「表彰について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第10 議案第45号「蟹江町個人情報保護条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○2番 板倉浩幸君

この個人情報保護条例の一部改正なんですけれども、来年28年1月1日から施行されるマイナンバーの関係で一部変更ということによろしいのでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

今、板倉議員がおっしゃったように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるこれは番号法、マイナンバーのことでございます。

以上です。

○議長 高阪康彦君

他にございますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第11 議案第46号「蟹江町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第12 議案第47号「蟹江町希望の丘広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第47号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第13 議案第48号「字の区域の設定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長 服部康彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第48号は総務民生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

日程第14 議案第49号「平成27年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 江上文啓君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

15ページにあります中学校の施設整備事業の提案ですけれども、これは金額的に4,600万円という大きなものであります。この4,600万円ものものを補正に上げなきゃいけないということなんです、通常ですと、このような事業は当初予算に計上すべきものであるというふうに考えております。そこで歳入のほうを見ますと、これについての助成金か交付金かがおりたらやるとかやらないとかという話なのかどうかということなんですけれども、金額的にこのように大きなものを、今も言いましたように補正で上げるべきではなくて、当初で上げるべき費用であるというふうに考えますので、この背景についての説明をお願いします。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

ただいまのご説明をいたします。

本来当初で議員がおっしゃられるように上げるべきなんですけれども、今回補正で計上させていただきましたのは、蟹江中学校の武道場の天井改修工事ということで、こちらのほうは以前から計画のほうで28年度の計画で考えておりましたところ、今回、国庫の補助金のほうが、本年度3月末までに工事のほうを終了しなければ補助金のほうがこれで終了いたしますという通知が急に来ましたので、今回、補正で上げさせていただいた経過でございます。

○9番 中村英子君

ちょっとよく理解ができないんですけども、そうしますと、28年度の末までにやれば、これだけの交付金を出すよと、やらなければ交付金は打ち切りだから事業はやれないよと、こういうような物の考え方のものなんですか。

当然、この補修事業ですので、武道館に関しては補修工事というのは必ず必要なものかというふうに思うんですけども、それがそのような国の財政の交付金のやり方次第で、やったりやれなかったり、そして、また当初に上げたり上げられなかったりというような、いたってやりにくいといいますか、本来当初で組めば全体計画の中で行うべきものでありますので、非常にこれは左右されてしまって、予算が組みにくいという状況にあると思うんですけども、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

もっと以前に、例えば26年度に当初で上げれば、これは当初で上げられたのか、上げられないのか、その辺をお願いします。

○教育部次長兼教育課長 岡村智彦君

今回の天井改修工事につきましては、天井等の落下防止対策の推進ということで、平成25年8月7日付での対策内容のほうに通知をされておりました。点検の実施、特定天井の基準というものが施行されまして、高さが6メートル以上、面積が200平米以上のそういう天井、点検後、耐震対策の実施が盛り込まれて撤去、または補強というものの実施をしてくださいという通知がございました。

本来であれば、先ほど議員がおっしゃられたとおり、26年度か以前のところで計画的に当初予算で盛り込んでいけばよかったんですが、今回、25年度から3年間で各中学校とか学校のほうのガラス飛散防止フィルムの施工というものを計画に進めておまして、財政のほうとの計画上、急にこういう国庫補助のほうの打ち切りということは予測されておりましたので、当初の計画では28年度計画で行うというようなところでございました。

今回、蟹江中学校の飛散防止フィルムが最終で、ガラスの飛散防止フィルムの工事が終わりますので、その後、こういう天井の改修工事というものを計画しておったところ、工事に関しては、そういう3月までの終了というものでないと国庫の補助のほうは打ち切るというような通知が来ましたので、ただ、急にそれが来たので、やっぱり国庫補助のほうをいただきたいというように考えまして、補正で計上させていただきました。もし、これが計画どおりで来年度行いますと、国庫補助のほうの対象にはなりません。打ち切られましたので、町の単費で行う工事ということになっておりますので、今回せっかく補助がつくような工事ですありますので、補正で計上させていただいた状況でございます。

○9番 中村英子君

そうしますと、町当局としては国との関係でやむを得ないというような組み方になっているかと思いますが、本当に国のほうのやり方もけしからんというか、理解しにくいところも、

本当に多々ほかの補助金等でも多々ありますけれども、このように大きな金額が補正で上がるということ自体は、先ほども言いましたように、本来のことではありませんけれども、このようなことは国のような方針によって常に影響を受けてしまうと。そういうようなことで非常によくないわけでありましてけれども、いたし方ないという考え方に立つのが、これは本当に仕方ないことではありますけれども、ちょっとできればこのような当初予算に上げるべきものは、当初予算で全体の一般会計の中で組むということが望ましいわけでありまして、国の言うことだからしょうがないということで済めば済んじゃうかもしれないんですけども、一応ちょっと苦言を呈しておきたいというふうに思います。

○議長 高阪康彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第49号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第49号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第15 議案第50号「平成27年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第50号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第50号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第16 議案第51号「平成27年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第51号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第51号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第17 議案第52号「平成27年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第52号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第52号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第18 議案第53号「平成27年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第53号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第53号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

日程第19 議案第54号「平成27年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 鈴木利彦君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第54号は精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第54号は精読とされました。

○議長 高阪康彦君

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午前10時50分からといたします。

(午前10時34分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 高阪康彦君

日程第20 認定第1号「平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」ないし日程第27 認定第8号「平成26年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○会計管理者兼会計管理室長 佐藤正樹君

提案説明した。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

提案説明した。

○議長 高阪康彦君

ここで、平野代表監査委員より審査意見を求めます。平野代表監査委員、ご登壇ください。

(代表監査委員登壇)

○代表監査委員 平野正雄君

今西2丁目2に居住しております蟹江町代表監査委員 平野正雄でございます。日ごろ議員の先生方、町の職員の方々にはいろいろお世話になっておりまして、この場をおかりいたしまして御礼の言葉を申し上げます。ありがとうございます。

町の監査委員として、この1年、蟹江町の監査を誠実に、公正にやっております。今後とも蟹江町、蟹江町民の皆様のために全力をもって務めてまいりますので、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の資料のうち、平成26年度蟹江町決算審査意見書に従いまして説明してまいります。

なお、本意見書の数値は、2ページ目次の下の注にございますように、切り捨てを基本に記載されておりますので、決算と関係書類は合致しない部分がありますことをご承知おきください。

それでは、決算書の3ページをお願いいたします。

平成26年度蟹江町一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成26年度蟹江町一般会計歳入歳出決算
- 2 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 3 平成26年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 4 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算
- 5 平成26年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算
- 6 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 7 平成26年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算
- 8 平成26年度蟹江町土地開発基金運用状況

第2 審査の期間

平成27年7月2日から平成27年7月16日まで

第3 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係帳簿等を調査し、出納検査等を活用して、計数の正否及び予算の執行状況等について審査した。

なお、内容の審査に当たっては、必要に応じ所属職員の説明を求め審査の参考にした。

第4 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算等は、いずれも関係法令に準拠して調整されており、その計数は正確であり、予算の執行及び財産運営もおおむね適正に行われているものと認められた。

また、基金運用状況は、計数は正確であり、設置の目的に従って適正に運用管理されているものと認められた。

4 ページに移ります。

第5 審査の概要

1 総括

各会計間における一般会計及び特別会計予算総額は、181億6,900万3,000円（前年度比5.9%増）となり、これに対し決算額は、歳入総額184億3,752万3,000円、歳出総額174億8,857万円、歳入歳出差引額9億4,895万2,000円、翌年度繰越財源充当額783万1,000円、実質収支額9億4,112万1,000円である。

一般会計につきましては、下のほうにございます。

2 一般会計

歳入歳出決算額は、歳入総額102億5,856万3,000円（予算額に対する収入率101.0%）、歳出総額98億1,566万6,000円（予算額に対する執行率96.6%）、歳入歳出差引額4億4,289万6,000円、翌年度繰越財源充当額783万1,000円、実質収支額4億3,506万5,000円である。歳入歳出決算状況は以下のとおりとなっておりますので、お目通しのほどお願い申し上げます。

特別会計につきましては、16ページにございます。

3 特別会計

特別会計は、国民健康保険事業特別会計を始め6会計である。これら特別会計における歳入歳出決算額は、予算現額80億898万7,000円、歳入総額81億7,896万円、歳出総額76億7,290万4,000円、歳入歳出差引額5億605万6,000円、翌年度繰越財源充当額ゼロ円、実質収支額5億605万6,000円である。各事業会計別の決算状況は以下のとおりとなっておりますので、お目通しをお願い申し上げます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

むすび

平成26年度蟹江町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況を示す書類について審査した結果、事務事業等はいずれも関係法令及び議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されており、その内容は適正であると認められた。

平成26年度一般会計と特別会計の決算総額は、歳入184億3,752万3,000円、歳出174億8,857万円で、前年度に比べ、歳入が10億5,722万8,000円（6.0%）、歳出が10億9,013万6,000円（6.6%）それぞれ増加している。

また、歳入歳出差引額は9億4,895万2,000円となり、そのうち、行政の基盤をなす一般会計の実質収支額は4億3,506万5,000円の黒字である。

財政状況を示す指標を見ると、財政力指数は0.8で、前年度と同様となり、経常収支比率83.1%、公債費比率4.8%など、健全財政を堅持しているものと認められる。

歳入については、主要な財源である町税等の収入未済額は別表22ページのとおりであります。町税の収入未済額は1億6,185万7,000円、徴収率96.8%で、前年度に比べて6,365万4,000円の減少、国民健康保険税は2億5,546万5,000円（徴収率76.7%）で、前年度に比べて6,313万4,000円減少している。

悪質な滞納者については、より専門的な滞納整理が行われ、徴収の困難な案件が少しずつ改善されている。また、滞納になる前に繰り返し電話催告を行ったことが未納額の減少になった要因であると思われる。今後も、税の公平性を保つために、滞納対策を実施されることを望むものである。

歳出については、総括にありますように、主要事業として蟹江高校跡地整備事業、蟹江保育所園庭等整備事業等の事業を遂行し、効率的な財政運営に努められているが、各施設の老朽化が進んでおり、今後とも修繕が増加すると思われるので、前年同様計画的に施設改修を行うことが望ましい。

また、職員管理については、各所属長が業務内容を的確に把握し、休暇等の取得推進に向け配慮すべきである。昨年度に続き、管理職の退職者が多いため、今後の事務に支障を来すことのないよう、適正で計画的な人事配置が必要であると思われる。

最後に、今後の行政運営に当たり、合理的でよりよい行政サービスの充実に努められることを切望します。

引き続きまして、平成26年度蟹江町水道事業の審査結果を申し上げます。

26ページをお願いいたします。

平成26年度蟹江町水道事業決算審査意見

第1 審査の期日

平成27年6月26日

第2 審査のために提出された関係書類

1 決算書類

決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表

2 附属明細書

キャッシュフロー計算書、収益的収入及び支出明細書、資本的収入及び支出明細書、資本的収支と補填財源明細書、企業債明細書、固定資産明細書

3 決算附属書類

事業報告書

第3 審査の方法

審査に当たっては、決算関係書類が地方公営企業法等関係法令に準拠して作成されているかを審査するとともに、事業経営が公共の福祉及び企業の経済性の基本原則に沿って運営されているかに着眼し審査した。

また、決算関係書類と関係諸帳簿及び証書類を照合するとともに、関係職員に説明を求め審査した。

第4 審査の結果

審査に付された決算書類及び附属明細書並びに決算附属書類は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確である。

また、経営成績及び財政状況についても適正に表示しているものと認められた。

なお、次のとおり一部に留意、または改善を要する事項が認められた。

次ページでございます。

第5 留意事項

1 地方公営企業会計基準の見直し

(1) 新会計基準の適用

平成26年度より改定後の地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

(2) 見直しに当たっての基本的考え方

ア 現行の民間企業、企業会計原則の考え方を最大限取り入れたものとする。

イ 地方公営企業の特徴等を適切に勘案すべきこと。

ウ 地方分権改革に沿ったものとする。

(3) 主な見直し内容

ア 借入資本金の負債計上

借入資本金制度が廃止され、建設または改良費等に充てられた企業債等は資本から負債に計上することとされた。

イ みなし償却制度の廃止、長期前受金の計上

補助金等により取得した固定資産の償却制度についてみなし償却制度が廃止され、償却資産の取得等に伴い交付される補助金は、長期前受金として繰延収益に計上、整理することとされた。

ウ 引当金の計上

退職給付引当金の計上が義務化されたほか、賞与引当金や貸倒引当金などについても要件を満たすものは引当金計上することとされる。

エ 固定資産の減損会計への導入

固定資産の帳簿価額が実際の収益性、将来の経済性便益に比べ過大になっている場合、認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価額とすることとされた。

以下28ページから37ページまでは、お目通しのほどをお願い申し上げます。

なお、本年度は新会計基準を適用しております。現金預金等のあり高を見るためにキャッシュフロー計算書があります。これは38ページ、39ページにまたがっておりまして、39ページには計算書があります。

5 キャッシュフローの状況でございます。

損益計算書での利益は企業の実績を見るには適しているが、その中には減価償却費の非現金の費用項目も含まれているため、直接的には資金繰りを把握することは困難となっている。企業会計は一般会計の現金主義に対して、発生主義を採用しており、収益や費用の発生と現金等の収支とは必ずしも一致しないため、利益が出ているにもかかわらず、資金繰りが悪化する状態になることもある。キャッシュフロー計算書とは1会計期間において資金の増減の流れを見るための一覧表で、業務活動、投資活動、財務活動という3つの資金活動に分類して、それぞれの活動における資金調達の源泉や資金の用途を明確にすることにより、企業の資金獲得能力や支払い能力を見るためでございます。

キャッシュフロー計算書の状況を見ると、業務活動で獲得した資金2億1,938万1,000円を投資活動で9,470万9,000円費消し、財務活動で3,981万9,000円費消した結果、8,453万3,000円の資金増となっております。

以上39ページの計算書を参照いただきますとおわかりになると思いますように、結論的には良好な企業としての財務表であると思われまます。

次に、40ページのむすびでございます。

むすび

以上、平成26年度の水道事業会計決算についての審査の概要を述べてきたが、建設改良事業では、配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管施設工事が施工され、安全な水道水の安定供給が図られている。

経営成績については、収益的収支では、水道事業収益（税込）7億3,859万5,000円で、前年度に比べ4,109万1,000円（5.8%）の増収に対し、水道事業費用（税込）6億3,614万8,000円で、前年度と比較すると2,206万1,000円（3.3%）の減となり、経常収支としては1億244万7,000円（税込）純利益となった。

なお、水道料金は6億9,503万7,000円（税込）で、前年度と比べると560万9,000円（0.8%）の増となった。

次に、資本的収支では1億2,821万2,000円の不足となり、不足額を前年度資本的収支不足額7,474万3,000円と比較すると、5,346万9,000円（71.5%）増加している。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金1億2,240万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額580万4,000円をもって補填されている。

有収率については95.5%で、前年度と比較すると0.3%の減となった。漏水調査及び計画的な老朽管の布設がえを行い、給配水施設等の整備、充実を積極的に図られ、高水準を維持するように望むものである。

次に、水道料金の収納率は97.2%で、前年度より0.4%増収となったが、引き続き公平性を確保するためにも、未納者に対してはきめ細かな対策やコンビニ収納、電話催告など、未

納者をふやさないよう早期の収納に努められ、さらなる収納率の向上に最善を尽くされたい。

最後に、水道事業の効率的運営と経費節減など、企業努力により経営の安定化をより一層図り、町民の期待に応えられるよう要望する。

以上で平成26年度水道事業決算審査の意見といたします。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された平成26年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりとなりました。

43ページをお願いいたします。

平成26年度蟹江町財政健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 平成26年度実質赤字比率
- (2) 平成26年度連結実質赤字比率
- (3) 平成26年度実質公債費比率
- (4) 平成26年度将来負担比率

2 資金不足比率

- (1) 平成26年度蟹江町公共下水道事業特別会計資金不足比率
- (2) 平成26年度蟹江町水道事業資金不足比率

第2 審査の期日

平成27年7月23日

第3 審査の方法

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成されているかを確認し、かつこれらの書類が平成26年度の財政状況を適正に表示しているか否かを検証するため、提出された資料と照合するとともに、あわせて関係職員から説明を聴取した上で審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、かつその計数は正確であり、財政状況及び経営状況を適正に表示しているものと認めた。

44ページをお願いいたします。

財政健全化審査意見

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

26年の基準は、早期健全化基準14.13%、財政再生基準20.0%であります。

当蟹江町でございますが、下のほうでございます、エの判断、一般会計等実質収支額は4億3,557万5,000円の黒字であるので、イの指標のとおり、実質赤字比率は計上されません。

(2) 連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率）

26年の基準は、早期健全化基準19.13%、財政再生基準30.0%であります。

当蟹江町でございますが、エの判断、連結実質赤字額は18億6,967万1,000円の黒字でありますので、イの指標のとおり、連結実質赤字比率は計上されません。

(3) 実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

26年の基準は、早期健全化基準25.0%、財政再生基準35.0%であります。

46ページに移ります。

当蟹江町でございますが、エの判断、実質公債費比率はイの指標のとおり6.0%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、健全な状況にあります。

(4) 将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率）

26年の基準は、早期健全化基準350.0%であります。

当蟹江町でございますが、エの判断、将来負担比率はイの指標のとおり24.0%で、早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っており、健全な状況にあります。

2 意見

本町の一般会計等における財政健全化判断比率は前記のとおりで、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のいずれの項目においても、早期健全化基準に触れることなく良好な状況であると認めた。

続きまして、47ページでございます。

経営健全化審査意見

1 資金不足比率（公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率）

26年度の基準は、経営健全化基準20.0%であります。

当蟹江町でございますが、(4)の判断、本町における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に該当する公営企業は前記のとおりであり、これらの事業会計における資金不足額はないので、資金不足比率は、(2)の指標のとおり、蟹江町公共下水、水道事業とともに、いずれも計上されないこととなります。

2 意見

本町の公営企業における経営の現況は、いずれの会計においても流動資産が流動負債を上回っており、良好な状況にあると認めた。

以上で審査意見を終わります。長時間ありがとうございました。

(代表監査委員降壇)

○議長 高阪康彦君

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号ないし認定第8号は、来る9月14日、15日の両日にかけて審査をお願いすることにし、一括精読にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第1号ないし認定第8号は、来る9月14、15日の両日に審査することに決定されました。

ここで、平野代表監査委員から退席の申し出がありましたので、これを許可いたします。

(代表監査委員退席)

○議長 高阪康彦君

暫時休憩をいたします。

午後1時から再開をいたします。

(午後 0時04分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 高阪康彦君

お諮りいたします。

精読になっておりました同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」、議案第42号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の3案件を、この際日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、3案件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第28 同意第2号「蟹江町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

同意第2号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第29 議案第42号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第42号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

追加日程第30 議案第43号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第43号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長 高阪康彦君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時02分)